

届出あるいは依頼書に添付していただく書類は以下の通りです。

1. 発掘承諾書 \_\_\_\_\_ 1部  
・ 所定の様式に記入して提出してください。  
※なお、申請地の土地所有者が複数にわたる場合は、各人に1部ずつ揃えてください。
2. 周辺見取図（A4版縦） \_\_\_\_\_ 1部  
・ 申請地付近の状況がわかるもの（1/1500～1/5000程）  
※申請地の範囲を赤鉛筆等で囲んでください。ゼンリン地図等がかまいません。
3. 字図（A4版 縦・横いずれも可、縮尺を明示してください。） \_\_\_\_\_ 1部  
※申請地の範囲を赤鉛筆等で囲んでください。
4. その他（図版様式自由） \_\_\_\_\_ 各1部  
・ 土地利用計画図（計画平面図）  
・ 基礎工事平面図（基礎の位置がわかる図）  
・ 基礎工事計画図（＝断面図）  
※縮尺を明示してください。  
※計画内容が未定な場合は必要ありません。
5. 連絡票 \_\_\_\_\_ 1部

以上の書類を種類ごとにまとめ、ご提出くださるようお願いいたします。

## 埋蔵文化財確認調査について

- 確認調査の日程については、その他の調査業務と調整のうえ、最終決定します。
- 確認調査に係る費用については、基本的に佐賀市で負担します。
- 確認調査の調査方法（掘削を行う部分—調査トレンチの場所及びその規模等）については、当課で指示します。
- 雨天時は確認調査を行えません。決行するか否かの最終決定は、当日の午前8時30分に行います。（前日から降雨があり、当日も雨天と予測される場合は、前日に協議します。）
- 掘削機（ユンボ・バックホー）を届出者側で用意される場合は、平（のりきり用）バケツを装着してください。